

報 道 資 料

平成 28 年 4 月 18 日
総 務 部 総 務 課
県政情報係 新谷、橋本
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2388

奈良県情報公開審査会の第 176 号答申について

行政文書の不開示決定に対する審査請求についての諮問第 185 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成 28 年 4 月 15 日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：警察本部 交通部 交通指導課
- ◎ 対象行政文書：幼児のオムツ交換をするための行為が道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 26 条の 3 の 2 第 3 項第 5 号で規定する「日常生活上の世話」に該当するか否かについて、奈良県警察本部及び警察署での検討状況が分かるもの
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：不開示（不存在）決定
 - 不開示理由：当該文書を作成又は取得していないため
- ◎ **審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。**
- ◎ 判 断 理 由：

1 行政文書の不存在について

審査請求人は、「幼児のオムツ交換をするための行為が道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 26 条の 3 の 2 第 3 項第 5 号で規定する「日常生活上の世話」に該当するか否かについて、奈良県警察本部及び警察署での検討状況が分かるもの」の開示を求めているのに対し、諮問実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているの、以下検討する。

道路交通法施行令第 26 条の 3 の 2 第 3 項第 5 号は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 7 1 条第 3 項第 3 号に規定する幼児用補助装置の使用義務について、日常生活上の世話を行っている幼児を乗車させるときは当該義務が免除される旨定めた規定である。

諮問実施機関は、道路交通法施行令等には「日常生活上の世話」に係る判断基準が明確に規定されており、改めて奈良県警察本部及び警察署において検討を加えることはなく、審査請求人の求める行政文書は存在しないと説明している。

もとより、道路交通法施行令の解釈運用については、警察庁からの通達等により統一的に示されるべきものと考えられ、奈良県警察本部の各所属及び警察署において別途検討された事実がなかったとしても、必ずしも不自然とは言えない。

以上のことから、本件開示請求に係る文書を作成又は取得していないとする諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないと諮問実施機関の説明は是認できると判断する。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件開示請求が、「奈良県警察本部長及び警察署での検討状況が分かるもの」と部署を指定したものであることから、各部署を主管課として、それぞれ別個に開示決定等をするべきであると主張している。

当審査会が、本件決定に係る行政文書不開示決定通知書を見分したところ、「4 担当する主管課の名称等」欄に「交通部 交通指導課」と記載されていた。

しかし、当該通知書の発信者名は、「奈良県警察本部長」と記載されており、実施機関は、奈良県警察本部及び奈良県下各警察署が保有する行政文書を対象として本件決定を行ったと認められる。

また、「交通部交通指導課」との記載は、本件決定に係る事務を担当した部署を記したものであり、実施機関は、交通部交通指導課に係る行政文書のみを対象として本件決定を行ったわけではないと考えられる。

以上のことから、各部署を主管課として、それぞれ別個に開示決定等をするべきであるとの審査請求人の主張は当たらない。

2 事案の経緯

- ① 開 示 請 求 平成 24 年 3 月 17 日
- ② 決 定 平成 24 年 4 月 4 日付けで不開示決定
- ③ 審 査 請 求 平成 24 年 5 月 21 日

④ 諮
⑤ 経

問
過

平成24年 5月31日
平成27年11月18日
平成27年12月16日
平成28年 1月13日
平成28年 2月23日

第189回審査会 審議
第190回審査会 審議
第191回審査会 審議
第192回審査会 審議